

## 電子サイン取引に関する追加規定

### 1【本追加規定の適用範囲】

この追加規定（以下「本追加規定」といいます。）は、次項に定義する電子サイン取引に適用されます。

### 2【電子サイン取引】

電子サイン取引とは、当行所定の電子装置を使用してなされたサインに係る筆跡等を電子的に読み取ることにより登録された電子的な記録によるサイン（以下「電子サイン」といいます。）と、取引の際になされた電子サインとを照合のうえ認証をして、預金払戻し等の取引（預金口座に係る付随サービスのお申込、各種変更などの諸届その他の手続を含みます。）を行うことをいいます。

### 3【対象口座】

- (1) 電子サイン取引は、当行所定の預金種別のうち個人のお客様が指定する預金口座（以下「対象口座」といいます。）についてのみ行うことができます。
- (2) 本追加規定にかかわらず、対象口座について、各預金規定等に従った方法による取引を行うこともできます。

### 4【電子サインの登録】

- (1) 電子サイン取引は、当行の取扱店舗窓口にて、当行所定の電子装置を使用して電子サインの登録を完了した後、行うことができます。筆跡が安定しないなどの理由により、電子サインを登録できない場合には、電子サイン取引を行うことはできません。
- (2) 電子サインを登録する際には、当行所定の本人確認書類を提示してください。対象口座が既に開設されているときは、通帳又はキャッシュカードも提示してください。
- (3) 電子サインの登録完了後、登録内容を記載した書面をお渡しいたしますので、登録内容を確認してください。ただし、登録した電子サインそのものは、書面には表示されません。

### 5【電子サイン取引の実施】

- (1) 電子サイン取引は、当行の取扱店舗窓口に限り、行うことができます。
- (2) 電子サイン取引を希望するときは、希望する取引内容を申し出るとともに、通帳又はキャッシュカードを提示したうえで、ディスプレイにて表示される取引内容を確認し、当行所定の電子装置を使用して電子サインを記入してください。
- (3) 上記(2)にかかわらず、当行が必要と認めるときは、当行が適当と認める本人確認書類を提示してください。この場合、当該資料によって、本人確認をするまで、当行は電子サイン取引に応じません。

### 6【免責規定】

- (1) 電子サイン取引に際して当行所定の電子装置を使用してなされた電子サインと当行に登録されている電子サインとを当行所定のシステムにより相当の注意をもって照合のうえ認証し、お客様の電子サインであると認めて電子サイン取引に応じましたうえは、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 電子サイン取引に際して当行所定の電子装置を使用してなされた電子サインと当行に登録されている電子サインとを当行所定のシステムにより相当の注意をもって照合のうえ認証し、お客様の電子サインであると確認できなかったため電子サイン取引に応じなかったときは、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。前記5(3)に定める場合に本人確認ができなかったため、電子サイン取引に応じなかったときも、同様とします。

## 7【再登録】

- (1) 時間の経過などにより、当行が必要と認めて求めたときは、電子サインを再登録してください。その手続については、前記4の規定に準じるものとします。
- (2) 再登録後の電子サイン取引についても、本追加規定の各条項を適用します。
- (3) 上記(1)の場合、電子サインの再登録を了するまでは、電子サイン取引を行うことはできません。

## 8【障害時の取扱い】

- (1) 電子サインの登録、照合等を行う当行所定の電子装置やシステムに障害が生じた場合、電子サインの登録情報を取得できないと当行が判断した場合、その他当行がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、電子サインの登録、電子サイン取引の申込及び電子サインの利用の取りやめの受付の全部又は一部を一時中止することがあります。この場合、当行に故意又は重大な過失があるときを除き、当行は責任を負わないものとします。
- (2) 上記(1)により電子サイン取引をすることができない場合において、各預金規定等に定める取引を行おうとするときは、各預金規定等の定める方法によって行ってください。

## 9【個人情報等】

当行は、当行所定の電子装置又はシステムの安全性・精度の向上のために必要があるときは、お客様が登録した電子サインを利用することができるものとします。

## 10【電子サインの利用の取りやめ】

電子サインの利用を取りやめるときは、当行の取扱店舗窓口で当行所定の手続をしてください。当行所定の手続が完了した場合には、以後当行は電子サイン取引を受け付けません。なお、電子サインの利用を取りやめた場合にも、取りやめ前に行われた電子サイン取引の効力は、取りやめによって何ら影響を受けません。

## 11【準拠法・裁判管轄】

本追加規定に基づく電子サイン取引の契約準拠法は日本法とします。本追加規定に基づく電子サイン取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、対象口座がある店舗の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 12【規定の適用】

本追加規定に定めのない事項については、各預金規定及び総合口座取引規定並びに別途申し込まれた各サービスに関する規定等により取扱います。

## 13【本追加規定の変更等】

- (1) 本追加規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上